

消費税「インボイス制度」がスタートしました



10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書(インボイス)制度がスタート。インボイスを発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」となるためには、登録申請書を提出し、登録を受けることが必要です。国税庁では、同庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」内に、「インボイス制度の開始に向けて特にご留意いただきたい事項」として、4点あげています。

(1) 登録申請期限

Q 10月1日(日)から登録を受けるためには、いつまでに登録申請書を出す必要があるか？

9月30日(土)まで
に申請書を提出する必要

- ・ e-Taxの場合、**9月30日(土)の23:59:59までの受付**となります
- ・ 郵送の場合、**9月30日(土)の通信日付印のあるものまで**となります
- ・ 窓口提出の場合、**9月29日(金)の閉庁時間(17:00)まで**となります

※ 9月30日は土曜日ですが、10月2日(月)まで期限は延びません。

(2) 10月1日に登録通知が未達の場合の対応

【売手の対応】 Q 10月1日を迎えても登録通知書が届かないが、どうインボイスを交付するか？

- 1 事前にインボイスの交付が遅れる旨を先方に伝え、**通知後にインボイスを交付**する
- 2 通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、**通知後に改めてインボイスを交付**し直す
- 3 通知後にすでに交付した請求書等との関連性を明らかにした上で、インボイスに不足する**登録番号を書類やメール等でお知らせ**する

事後交付が困難な小売店などはどう対応するか？

⇒ 事前に**インボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店頭**にて相手方にお知らせしたうえで、

- ・ **事業者のHP等において「弊社の登録番号は『T1234…』となります。令和5年10月1日から令和5年●月●日(通知を受けた日)までの間のレシートをお持ちの方で仕入税額控除を行う方におきましては、当ページを印刷するなどの方法により、レシートと併せて保存してください」と掲示**する
- ・ **買手側からの電話等**に応じ、**登録番号をお知らせ**し、相手方にその記録をレシートと併せて保存してもらう

といった対応が可能です

※ これらの取扱いは、登録申請は令和5年9月までに行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いとなります。したがって、登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。

【買手の対応】 Q 売手から登録番号のないインボイスを受領したのち、登録番号のお知らせ等が届かないまま申告期限を迎えたが、仕入税額控除を行ってよいのか？

事前にインボイス発行事業者の**登録を受ける旨が確認できた**ときは、受領した登録番号のない**請求書等に記載された金額を基礎として、仕入税額控除を行うこととして差し支えありません**

事後的に交付されたインボイスや登録番号の**お知らせを保存することが必要**です

※ 保存できなかった場合、翌課税期間において仕入税額控除を調整することとして差し支えありません。

※ 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者は1万円未満の課税仕入れについて、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能(「少額特例」といいます)ですので、上記対応は不要です。

(3)インボイスの交付対象時期

Q インボイスの交付義務が生じるのはいつの取引からとなるのか?

Q 売手からインボイスを受領したが、登録番号が適正なものか、取引の都度確認する必要があるのか?

インボイスの適正性（番号が有効かどうか）については、**事業者においてご確認**いただく必要があります

ただし



全ての取引の都度、確認が必要となるものではなく、取引先の規模や関係性、取引の継続性などを踏まえ、事業者においてその頻度等をご判断いただくこととなります

取引に入る前の確認も重要です

【**具体例**】

- ・**新規取引先との取引：確認する**
 - ・**継続的に取引がある企業との取引：都度の確認はしない**
- ※ 登録を受けた場合、自ら届け出等しない限り有効であり、取消しも課税期間（原則1年）単位でしかできないため、これらも踏まえてご確認ください

※ 少額特例の適用を受ける方や、簡易課税制度や2割特例（インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった方について、納税額を売上税額の2割とする特例です）を選択する方については、仕入税額控除にインボイスの保存は不要ですので、上記対応は不要です。

※ 国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」では、Web-API機能の仕様を公開しており、当該サイトと連携している会計ソフトを利用されている場合には、より効率的な取引先の登録状況の確認が可能です。

(4)受領したインボイスの適正確認

上記(3)の通り、10月1日以降に発行する請求書等や受領する請求書等のすべてについて、インボイス対応が必要なわけではありません。

また、中小企業者の場合は、令和11年9月30日までの期間限定ですが、1回の取引金額が1万円未満のものについては、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

これは少額特例というもので、インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者以外からの仕入時に支払った消費税は仕入税額控除の対象外となりますが、区分記載請求書等保存方式の記載事項に加え、例えば「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入である旨を記載した帳簿を保存する場合に限り、令和5年10月1日～令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日～令和11年9月30日までは、仕入税額相当額の50%を仕入税額として差し引けるという猶予期間が設けられているものです。

一方、取引金額が3万円未満の場合には領収書等を不要とする制度は、9月30日で終了していますので、注意が必要です。